

中世のロータ・ロマーナ（ローマ教皇庁裁判所）

——教皇庁裁判権、ローマ・カノン法訴訟手続およびカノン（教会）法学の歴史からの概観

クヌートⅡヴォルフガング・ネル 講演

小川浩三 訳

内容目次

- 一 序論およびプラン
- 二 教皇による聴聞官（枢機卿または礼拝堂付助祭）への事件ごとの委任（*commissio*）
- 三 裁判所への発展の諸段階（一三世紀および一四世紀）
- 四 ロータにおける二種類の訴訟事件
- 五 通常民事手続（*ordo iudicarius*）
- 六 略式手続
- 七 教皇庁スタイル（ロータ裁判所に特有のスタイル）
- 八 教会法学とロータの裁判実務…決定（*decisio*）および決定集
- 九 一五世紀のロータ
- 一〇 教会の法形成を担う諸ファクターの中でのロータの地位

参考文献

付記

一 序論およびプラン

教会法の歴史の転回点を考察する者は誰でも、昔から歴史記述において教皇グレゴリーウス七世の名前と結び付けられてきた、かの中央集権化と専制化のプログラムの意義を強調するのに怠りはないでしょう。とはいえ、このプログラムの実現については、なおいくつかの点で数十年待たなければなりません。教皇による法の公布もこの例で、それが本格的に展開し始めたのは一二世紀後半のことであり、こうして公布された教皇令——それは、その後学問の論及対象となるテキストとなりました——によって教会法はその歩みをスピードアップさせることになりました。その際教皇たちは、規範形成に対するコントロールを失わないように常に心がけました。すなわち、コントロールのために、教皇自身が決定し——宮廷〔教皇庁〕または公会議での審理を経た上ですが——、代理人および特使を派遣し（これらの人々に対する羈束の程度には差がありました）、常に教皇の委任の下に行為しているのだという意識を強化しました。この最後のものは、課題や責任が一杯になって、教皇庁を行政的機関と司法的機関に分割することが必要になってからのことです。この分割と権限分配の過程は、一三世紀への世紀の変わり目に始まり、ほんの短い中断を経て何世紀にも渡って続きました。このような「制度化」の動きの中で、たしかに教皇からは決して独立していませんでしたが、とはいえ日々の業務においては完全に自立的に行為する裁判所も成長してまいりました。この裁判所は、一四世紀以降ロータ・ローマーナ〔ローマ教皇庁裁判所〕という名称で呼ばれ、教会法の形成・発展に対

するその寄与は決して小さいものではありませんでした。

ロータ・ロマーナの歴史——ここでは、大体一五〇〇年までの時代に限定します——を、以下では三つの側面から論ずることとします。第一の側面は、制度としてのロータの発展、したがって機関または組織の歴史現象、現代の法律用語を用いれば裁判所構成の歴史の一コマです。第二に、ロータで用いられた手続、より正確に言えば、複数の手続に立ち入らなければなりません。ここでは、対象ロータは訴訟手続史の側面から論じられます。第三の側面となるのはロータの裁判実務です。もちろん、それが「決定集 (decisions)」という形で文書化され、集録または引用によって教会法学の対象となった限りでのことです。ここでは、専門的・学問史的過程といったものが議論されます。

二 教皇による聴聞官（枢機卿または礼拝堂付助祭）への事件ごとの委任 (commissio)

ロータ・ロマーナは、創設された制度ではなく、成長してきた制度のカテゴリーに属します（中世のさまざまな統治機関の歴史において、さらには大学史においてもおなじみの現象です）。したがって、この裁判所が生まれ出でた期日を挙げることはできず、発展の段階あるいは歩みを確認することができるだけであります。この発展の最後に、振り返って見れば、結果的に立派な建造物が建つことになり、それはきわめて正当にも裁判所と呼ぶことができるものだった、ということでありませぬ。

始まりは一二世紀にまで遡りませぬ。当時、教皇は顧問会の間 (consistorium) において、すなわち、ローマにあって教皇に助言を与えていた枢機卿を周囲において決定を下し、あるいは、問題を、たいいていの場合には法的争訟を委任

(*commissio*) という形で一人または数人の枢機卿に委ねました(もちろん、これは事件を外に、つまり、当事者のいるところ (*in partibus*) での処理のために特認裁判官を任命しない場合のことです)。教皇は、事件の審理 (*audire, inquire*) を枢機卿に託し、しかし決定は自らに留保することもありましたし、決定も枢機卿に委ねることもありました。後者の、決定も枢機卿に委ねられた場合には、委ねられた単数または複数の枢機卿は、彼らの側でもまた通常は、同僚または他の法学者 (*iurisperiti*) に諮りました。

教皇庁に來る法的事件の増加とともに、ある日枢機卿の処理能力も尽きてしまいました。そうなると教皇は、事件をその重要性に応じて分類し、あまり重要でない事件を彼の宮廷内礼拝堂付助祭 (*capellani*) に任せ始めました。彼らはランクでは枢機卿に劣りましたが、しかし教皇との個人的な近さに応じて、その特別の信頼を得ていた聖職者たちでした。イノケンチウス三世 (教皇在位一一九八—一二二六) 治下では、枢機卿に委ねられる事件 (*commissions*) 数は礼拝堂付助祭に委ねられるものよりなお多くありました。しかし、一三世紀の半ばにはこの関係は逆転し、一三世紀末には枢機卿の活動は、程度の差はありますが、司教や修道院長職就任をめぐる争い、その他の重要事件 (*causae maiores*) に限定されました。他のすべての事件、とりわけ聖職録をめぐる事件 (*causae beneficiales*) は、裁判官としての役割を務める礼拝堂付助祭に委ねられるのが通常でした。

このようにして一三世紀中には、すでに事件の量的変化が示しましたように、われわれの制度は大きく育っておりましたが、とはいえ、しっかりとした構造をもった裁判所といえるようになるまでには、一四世紀初頭までの発展を待たねばなりませんでした。以下では、この発展のいくつかの段階について報告いたします。それぞれの段階は、相

互に必然的な関連に立つわけでもなく、いわんや何らかの種類の進化法則に服するというものでもありません。全体にとつての駆動力は、ローマの教皇庁にくる訴訟事件が一杯だったということです。その他に、それぞれの発展段階には、それぞれ、いわゆる固有の目的と原因および目標設定があります。

三 裁判所への発展の諸段階（一二世紀および一四世紀）

この種の段階としては、おおよその時系列で九つの段階が区別されます。

a 聖庁一般聴聞官

当初、教皇の委任（*commission*）は、事件毎に、すなわち各訴訟事件について別々になされました。この仕事を任された礼拝堂付助祭には、教皇庁または聖庁事件聴聞官（*auditor causarum apostolici palatii* または *sacri palatii*）という名称が定着しました。教皇庁または聖庁ということで教皇の在所であったローマのラテラノ宮殿が念頭にありました。聴聞官（*auditor*）という名称は、元来、係争事件の審理を任務とする——決定までも任務とするのではない——者を示していましたが、その後事件の決定も任せることが原則になっても、この名称は保持されました。事件毎の委任と並んで、教皇イノケンチウス四世（教皇在位一二四三—一二五四）——ちなみに、この教皇は同時に重要な教会法学者の一人でした——治下になると、特定の礼拝堂付助祭に対して個別事件に限定されない一般的委任がなされるようになりました。一二四五年には、聖庁事件一般聴聞官（*auditor generalis causarum palatii*）という名称が初めて認められます。裁判活動についての包括的委任がなされたのですから、この一般聴聞官は、プロフェッショナルな裁

判官といってもよいでしょうが、他の礼拝堂付助祭からはつきりと区別されだしました。もちろん、他の仕事について教皇に仕えることはないというほどまでの機能分化はありませんでした。

b 教皇庁裁判機関の分化

このようにして裁判官の職務が一人の担い手または担い手のグループに常任の職(決して終身的ではないとしても)として委ねられるとすぐに、彼らを、同様に一定の継続性と固定性をもって裁判官職務を執り行う他の教皇庁吏員たちから容易に区別することができるようになりました。これらの教皇庁吏員たちは、とりわけ、教皇証書の発給に対する異議申立について権限を有する異議申立文書聴聞官 (*auditor litterarum contradictarum*)、および、現代的な言い方をすれば、一定のグループの教皇庁所属員に対する懲戒裁判権を行使した教皇庁内事件聴聞官 (*auditor causarum camerae*) でした。ちなみに、ランクの上では、この二つの裁判機関は本講演の主題である聖庁事件聴聞官 (*auditores causarum palatii*) よりも上位でした。

c 聴聞官とその書記

書面主義を特徴とするタイプの手続では、裁判官は文書を取り仕切る補助者に頼ることになります。これは、書記 (*notarii*) の職務で、彼らは審理記録を作成し、裁判記録 (*registrum*) を備えます。ここで慣行化したのは、聴聞官が書記を頻繁に取り替えるということにはせず、継続的に一人または複数の書記と組むということでした。何年にも渡って訴訟手続の過程で一緒に働くということによっていわば制度化が進行し、仕事の上での固定的な関係ができました。

d 聴聞官の教皇に対する自立

当初、聴聞官は審理の結果を口頭または文書で教皇に報告し、これによって教皇は事件の裁判を行なうことが可能となりました。聴聞官に判決を下す権限も与えられることになっても、教皇が判決の認証を留保していたときは、同様に報告がなされました。けれども、この種の認証は時とともに単なる形式的行為になってしまい、その結果、判決を下すことについても授權されることが原則になると、認証は結局もはや要求されなくなり、教皇への報告もまたその目的を失ってしまいました。一三世紀の末以降、教皇への報告は史料ではもはや言及されておりません。いったん委任（*commissio*）が与えられてしまいますと、後は教皇と聴聞官の結びつきは解消されなまでも、緩みました。聴聞官は裁判官としての職務を教皇から独立に、自己の管理と自己の責任において果たしました。この過程は、聖庁事件聴聞所（*audientia causarum palatii*）の制度化に決定的な役割を果たしました。——これに続く発展段階は、一三世紀から一四世紀へとわれわれを誘います。

e 委任の聴聞官間の業務分配行為への変化

たった今述べた判決の認証だけでなく、委任（*commissio*）自体も程度の差こそあれ形式的なものになってしまうと、教皇は聴聞官への委任を他の教皇庁吏員に任せ始めました。この業務は書記次長（*vicecancellarius*）が担うことに固定化されましたが、この役職は一四世紀の第二、三半期以降認められます。現代の職務の名称を用いるなら、書記次長には裁判所長の役割を与えることができるでしょう。彼の職務には、とりわけ、聴聞官と書記の宣誓の取り付けがありました。委任（*commissio*）自体は、すでにずっと前から、事件毎または一般的な裁判権付与から、単なる業務分配の行為に変わっていました。聴聞所（*audientia*）には、現代の裁判所が通常行なっているような一定期間をにら

んだ業務分担計画はありませんでした。各訴訟事件がその都度委任によって特定の聴聞官に割り当てられました。

f 聖庁聴聞所内の三審制

訴訟当事者を公平に扱おうとする努力の一環として、教皇たちは、聴聞官が任命された場合には、聴聞官の判決に對して二度の上訴(*appellatio*)の可能性を認めました。上訴については、しばしば枢機卿が判断いたしました。しかし、別の聖庁事件聴聞官にこの職務が任されることもすでにありました。一四世紀になると、この後のやり方が原則となりました。われわれの聴聞所の中で三段階の審級が進められることになりました。この点でも、聴聞所は教皇庁の他の機関から区別された制度として確立しました。

g 聖庁聴聞所の合議制裁判所への発展…この裁判所のための名称ロータ

われわれの問題関心から特に重視しなければならないのは、聴聞所の合議制裁判所への発展です。中世の基本的考え方として、教会の内外を問わず、判決を下す前には他の法学者の助言(*consilium*)を得ることがありました。この実務慣行にわれわれの聴聞官たちも従いました。聴聞官たちが誰に助言を求めべきかについては、もちろんどこにも定められていませんでした。しかし徐々に、もっぱらというわけではありませんが、主として同僚聴聞官の意見を照会するという慣行が出来上がってきました。この意見照会は、ある種の確固とした形式を取りました。週の一定の期日に相互に助言を与えるための合議に集まりました。しかし、これらの形式はそれ自体としては自由な慣行に従っただけではなく、事件について助言する聴聞官には二重の義務を内包していました。すなわち、同僚聴聞官の助言を得るといふ義務と、意見に食い違いがあった場合には多数意見をその決定の基礎にするといふ義務でした。合議

制裁判所へのこの発展は、おそらく一四世紀の第一、三半期に終了していました。——上で言及した聴聞官の合議は、通常決まった場所で開かれました。こういった状況から、われわれは聖庁事件聴聞所という名称に替わるロータ（*rotæ*）（車輪）という名称にたどり着きます（前者の名称が後者の名称によって押しつけられたということではありません）。しかし、その前に教皇権の一般的歴史について大急ぎで眺めておかなければなりません。教皇たちはその大敵、ホーエンシュタウファン朝の皇帝を退けた後、半世紀後にフランス王権に従属することになってしまいました。教皇庁は一三〇九年にアヴィニオン、ローヌ河畔のフランス影響下の地に移転しました。ローマという伝統的な教皇在所を回復しようとする試みは、結局一三七八年にローマとアヴィニオンの二重教皇ということになってしまいました（「ヨーロッパの教会大分裂」。ちなみに、このときローマの教皇はその教皇庁とともにラテラノ教会ではなくヴァチカン教会を在所とすることになりました。教会分裂は、ようやく一四一七年のコンスタンツの公会議で終了しました。ところで、アヴィニオンの教皇庁で聴聞官たちが会議を行なった部屋の床は、車輪——ロータ（*rotæ*）——の模様のある色大理石でできていました。この床から部屋の名前が付き、部屋の名前からそこで会議を行なう合議体の名前がつきました。

h 教皇令ラツイオー・ユーリス

アヴィニオンで起こったこととしてはさらに、教皇たちがいわば公式にわれわれの聴聞所に注目するようになり、それについての法規定も定めるということがありました。一三三二年に教皇ヨハネス二世は教皇令ラツイオー・ユーリス（*Ratio iuris*）によって大部の教皇令を公布しました。この教皇令は、一定の不都合、とりわけ書記の手数料にあった不都合を取り除こうとしましたが、聴聞所における手続に関する規定では、それまでに出来上がってきたもの、す

なわちいわゆる教皇庁スタイル (*stilus curiae*) を繰り返すこと以上のものではなく、しかしそれによって教皇庁スタイルを承認することにもなりました。聴聞所は最上位者から認められたという自負をもちましたし、この教皇令および一四、一五世紀のその後の教皇令も、ロータの教会中央裁判所としての存続を引き続き堅固にし、確保しました。

1 ロータを対象とするテキスト

教皇令に言及することで、われわれはテキストというカテゴリーに、そして同時に九番目の最後の段階にたどり着きました。以下ではこれについて述べることにいたします。ある制度、ここではロータという裁判所は、いうまでもなくどんなに遅くても、もっぱらそれを対象とするテキストが書かれるときには生まれております。テキストには、規範のカテゴリーに入るものもありますし、また、専門的な書物もあります。ラツイオー・ユーリスのような教皇令を挙げることによって、すでにある特定の種類の規範を紹介しました。別の種類の規範としては、実体法または手続法の具体的問題について規律し、ロータに宛てた教皇の個別的処分があります。第三の規範グループは、ロータが取らねばならない手続について書記次長が下した処分からなります。最後に、このような手続準則が聴聞官自身によって決められることもあります。したがって、教皇の法令だけでなく、ある種の裁判所規則 (*rules of court*) もあるわけです。——専門的な書物ということでもまず考えたのは、ロータでの手続、すなわち教皇庁スタイル (*stilus palatii apostolici*) を実務的に教えるために書いた論述です。この種の書物は最初一三四〇年頃に匿名のものが書かれ、第二のものにはニームのディートリヒが一三八〇年に書きました。彼はロータの書記で事情を深く知っていました。しかし書物の中でとりわけ挙げなければならぬのは、ロータの裁判官たちによって集録された決定集 (*decisiones*) です。これについては、後でもっと詳しく論ずることにします。

四 ロータにおける二種類の訴訟事件

ロータの手續の準則となつた訴訟法を考察する——われわれの研究の第二の観点です——には、二つの區別がなされなければなりません。一つには、訴訟の對象が區別され、もう一つには、一般訴訟法の準則とロータの特別の手續慣行、教皇庁スタイル (*stilus curiae*) とが對置されます（この結果、四つの部分に分けられることとなりますが、しかしそれでは難しくなりすぎますので、以下では三つの部分でしか扱えません）。

ロータは二種類の訴訟事件に關与しました。すなわち、世俗事件 (*causae profanae*) と聖職録事件 (*causae beneficiales*) です。少なくとも、通常の種類はこのようになっていきます。世俗事件の中には、たとえば、俗人間の訴訟で、教会國家の住民の間の法的關係に關わるものがあります——教皇という地位が教會の靈的首長だけでなく、輕視できない世俗領主をも體現していたことを想起してください——。さらに、どこからであれ、兩当事者がまさに教皇庁に出頭してきた場合の事件があり、それから無論数はもつと少ないのですが刑事事件もあり、それには聖職者が巻き込まれた場合も俗人が巻き込まれた場合もあります。聖職録事件には聖職録をめぐる争いおよびそれに類する事件が数えられました（これについては後でまた戻つて論じます）。この區別およびどちらの事件になるかは重大な意味が付されました。というのも、世俗事件では原則として通常訴訟手續の準則に従つて手續が進められ、聖職録事件では「略式」手續に従つて進められたからです。

5 通常民事手続 (ordo iudicarius)

以下では、通常民事手続 (ordo iudicarius) についてできるだけ簡潔に概観を与えることにします。その場合あらかじめ断っておきますが、どこであれキリスト教世界にあるすべての裁判所は、通常手続に従って進めた場合には、——したがって、ロータも——一般原則とは異なるある種の慣行あるいは実務慣行を發展させておりました。あらゆる裁判所は、教皇庁スタイルまたは裁判所の慣行 (usus fori) を育ていたのであり、その限りで、通常訴訟手続またはローマ・カノン訴訟法——この手続法の由来を強調しようとするときに、今日ではこういう言い方をします〔ローマ法およびカノン(教会)法に由来するだけでなく、ローマ教皇庁にも由来する〕——の原則を変更していません。したがってある程度まで以下で述べることは、抽象化されたものですが、そうはいつでも訴訟事件の具体的な流れに非常に近いものです(刑事手続およびその種のもの、考察いたしません)。

a 準備手続、または争点決定 (litis contestatio) までの手続

あらゆる訴訟は、被告の召喚 (citatio) から始まります。両当事者がその争いを裁判によって決着を付けることに同意していなかった場合、したがって自発的に出頭しなかった場合には、召喚が裁判所によって指示されなければなりません。原告はその要求を通常裁判官に口頭で申し立て、または、彼に予め訴状 (libellus) を届けておきます。召喚と同時に、それがあつた場合に限られますが、訴状の写しが共に届けられます。しかしながら、いかなる召喚期限(猶予期間 (dilationes, induciae)) が遵守されねばならないでしょうか。この場合に、——これは他の訴訟上の期限が議論されるときにも原則として繰り返し問題になります——裁判官の裁量が強調されます。ローマ法または教

会法のテクストに期限の長さを厳格に定める規定が見出される場合でも、その期限は、やはり裁判官の（現代的にいえば）羈束裁量によって決められます——すべての猶予期間は裁量的である（*omnes induciae arbitrarie sunt*）のです。裁判官は、距離的に離れているといった事情、（多くの）祭日、休廷日または休廷週、当事者の事情や訴訟物の性質を考慮して、召喚期限を定めなければなりません。裁判官は。ここでは注意深く処理して、たとえば十分な理由なしに期限を短く設定したのに対して不利益を受けた当事者が上訴を提起するなど、迅速化を狙ったものがすべて逆効果になってしまふことがないようにしなければなりません。一回の期限の延長は当然に認められ、複数回の延長は加重された要件の下でのみ認められます。両当事者が期限の長さについて同意している場合には、裁判官にはそれを早める処置を取ることとは認められません。

こういう形の期限に関する規定に注目しなければならないのは、ローマ・カノン訴訟法が訴訟遅延の効果をもたらす可能性をもつ、ある種の特徴を備えているからです。それを指摘すれば、被告の防御手段を削ぐことのないようにするための配慮が見て取れ——そして原告にも被告の抗弁に対する再抗弁の機会が与えられ——、そしてそれが原因となつて、手続全体が十分に定義された各訴訟行為または行為がなされるべき各訴訟段階に形式的にきっちりと分節化されています。各訴訟段階が続く決まった順番が守られなければならないはず、そこでは原則として各訴訟段階について一期日を配する実務慣行が発展しました。降り掛かる訴訟事件数が増加する場合には、裁判官は一開廷日に複数の事件を扱うこともあり、期限を指定された訴訟行為それぞれについて情報を得ていました。

被告の召喚の後、両当事者が裁判官の前に出頭してきたときに裁判官に勧められるのは、まず両当事者に対して係

争事件について口頭での態度表明を求めることです。というのも、ここで被告の側が原告の要求を認諾すれば、それによつて事件にすぐに決着を付けることができるからです。認諾がなければ、被告に訴状の写しが渡されますが、もちろんこれは被告が訴状の写しを召喚とともに受け取っていないかつたときのことです。次いで、被告がすべての延期的抗弁 (*exceptiones dilatoriae* または *declinatoriae*)、通常は訴訟法上の抗弁を提出しなければならない期日が指定されます。この期日は原則として以後の提出を遮断する効果をもちますが——普通訴訟法から知られている同時提出主義の歴史的先行形態——、これを教皇イノケンチウス三世は一二〇四年の教皇令で定めていました (X 2.25.4)。延期的抗弁の数は少なくありませんでした。すなわち、裁判管轄権そのものに対する抗弁 (聖職者が世俗裁判所に、俗人が教会裁判所に召喚された)、裁判官の適格性に対する抗弁 (たとえば、破門されているからといったもの)、原告に対する抗弁 (現代的にいえば当事者適格および訴訟適格の審査)、訴訟代理人または委託代理人 (*procurator*) に対する抗弁 (代理人に対する委任がないという抗弁。もちろん、原告も被告の側の委託代理人の委任に対して異議を述べることができた)、最後に訴状そのものに対する抗弁 (不明確である、多義的である、不適切であるなどといった理由)。延期の抗弁は争点決定の前に、(訴えを永遠に妨げることになる) 妨訴の抗弁はその後に提出されなければなりませんでした。例外はいわゆる特権的に認められた抗弁で、これらは争点決定の前を問わず提出することができました。すなわち既判力の抗弁、和解の抗弁、事件処理済みの抗弁 (*exceptio de re iudicata, transacta, finia*) です。その他にまだ言及していないものに、裁判官に予断がある (嫌疑がある *suspensus*) として忌避する可能性がありました。大都市の匿名性がいまだ例外的現象であった時代の生活関係においては、これは取るに足らないことではありませんでした。必要な場合には、被告は抗弁を証明しなければなりません。原告は抗弁に対して再抗弁を提出し、これに対してさらに被告は再々抗弁を提出することができました。これらの抗弁について裁判官は中間判決 (*sententia*

interlocutoria) という形で裁判を行い、これに対しては上訴することができませんでした。その他に、被告には反訴を提起する自由がありました。反訴は、本訴との関連性というような要件によって限定されませんでした。

被告が裁判官の召喚に従わず、したがって懈怠または「不服従」(contumax) となった場合には、争点決定を行なうことができず、手続を開始して先に進めることができませんでした。したがって、間接的な圧力が掛けられ、そのために、たとえば、原告による財産の仮差押(missio in possessionem)、罰金その他の手段が用いられました。教会裁判官は、破門という手段も発動することができました。

b 狭義の手続・争点決定から終局判決まで

通常訴訟手続に関して法学と実務が固執したのは、争点決定に鍵となる機能が与えられ、これによって始めて本来の手続が始まるということです。争点決定は、このために特に定められた期日に両当事者の型通りの応答によって行なわれます。これに誣告の宣誓を行なうための新しい期日が続きます。この宣誓にはとりわけ、訴訟遅延の目的のためだけに延期、猶予の申請をしないという約束が含まれます。それでも、訴訟法学者たちは、この宣誓条項を放棄するようにという、いかにも専門家らしい助言を与えましたが、放棄しないと多くの当事者が偽誓をすることになる、というのがその理由でした。次の期日を占めるのは原告の措問(posiciones)です。原告はその訴えの請求を項目に類別して主張し、これらの主張項目それぞれについて被告は自白するか、意識的に否認するか、あるいは不知といて争うかしなければなりません。被告によって自白されない措問項目(posiciones)は証明を必要とし、いわゆる争点項目(articuli)となり、この争点項目について証人——中世の理解では最も重要な証拠方法です——尋問が

行なわれることとなります。所により、あるいは、争点項目について〔措問とは別の〕そのための特別の期日が規定され、あるいは、措問項目と争点項目とを同一の訴訟行為で一緒にするという（すぐ思い浮かぶ）裁判慣行が形成されました。原告が訴状を提出する際にすでに項目に分けた所もありました。この場合は、次の期日に被告は措問項目に対して態度を明らかにしなければなりません。被告は、この措問項目それぞれに対して、それが余計である、不明確である、あまりに不確定である、困惑させるものだ、短すぎるといった理由で、抗弁を出すか、あるいは、上で言及したように応答（responses）します。被告に争点項目が示されますと、被告は質問事項（interrogatoria）、すなわち証人に対して出したいと思っている、人および事項についての詳しい質問を文書化します。裁判官は、この質問事項を自ら、すでに措問項目や争点項目について行なったと同様に、適性と必要性について審査します。したがって、相手方が抗弁を用いて退けることができる項目を、裁判官も職権で退けることができます。

このようにして証人証拠調べの用意ができますと、原告は裁判所に召喚すべき証人の出頭（productio testium）の手続を取ります。原告にはこのために三期日、必要とあれば四期日が与えられますが、しかし何度も証人出頭をさせることに備えて、あらかじめ失権効をもつ期日、すなわち締切り期日が指定されることもあります。さらに裁判官は、証人の数が抑制なく膨れ上がる（effrenata multitudo testium）ことにストップをかける権限を有します。原則として裁判官は自ら証人尋問を行わず、他の人々、しばしば書記（notarius）に委託します。われわれに馴染み深い〔証拠調べの〕直接主義はローマ・カノン訴訟では知られていませんでした（もちろん、裁判官が証人尋問を自ら行わないことに対しては批判もありました）。証人はこうした受託者（commissarius）によって召喚され、尋問されます。証人の出頭には両当事者は立ち会うことができますが、しかし尋問には立ち会えません。すでに手続のこの段階で被

告が証人の適格性について抗弁を出し、場合によって証明を行うのか、それとも後になってこれを行なうのかは、原則として裁判官の裁量によって決まります。

証人尋問が終了すると、記録された証人陳述の開示 (*publicatio attestatorum*) のために、裁判官の面前での期日が指定されます。両当事者にはこの陳述を吟味する猶予期間が与えられます。この期日に被告は、証人の陳述に対する彼の異議を提出し、すでに言及したように予め行なわれていなければ、証人の適格性に対して抗弁を提出します。これに続く期日に、原告が再抗弁を出します。被告がその異議を証明するために「反対証人」 (*testes reproborarii*) を立てていた場合には、原告の方でも、この反対証人をもう一度証人によって無力化する試みができます。しかし、スパイラルはこれ以上回リませんでした。

このように証人——ちなみに、この証人というカテゴリーには専門家も入り、無論その証言にはより高い信憑性が認められます——による証拠調べは多数の期日を要する場合があります。これに対して、証書 (*instrumentum*) による証拠調べに必要な期日は、通常これより少なくなります。この証拠調べについて裁判官は、早くも原告の宣誓に続く期日に、証拠調べに用いるすべての証書を提出するための最終期日を定めることができます。この場合、被告もこの証書に対して防御するため (*ad impugnandum*) の相応の期日指定を受けます。当事者尋問は、完成された訴訟制度としては、ローマ・カノン訴訟法には知られていませんでした。これにある程度代わるものとして、宣誓の申立〔宣誓によって相手に挑む・自分の主張が正しく相手の主張が誤っていることを宣誓する、一つの証拠方法〕 (*iuramenti delatio*) がありました。

しかし、被告はまだ妨訴の抗弁 (*exceptiones peremptoriae*) を提起していませんでした。妨訴の抗弁についても、訴えについてすでに見たのと同じ訴訟行為が繰り返されます。すなわち、措問項目と争点項目があり、証明遂行の各手段があり、段階があります。原告の側からもこの抗弁に対して異議 (再抗弁 *replicationes*) を提出する場合にも、この異議は技法通りに項目に分類され、証明されます。この場合裁判官は、延期の抗弁についてみたのと同様に、以後の提出を遮断する効果をもつ期日を指定することができます。さらに裁判所の慣行 (*usus fori*) は、原告の請求の争点項目の証拠調べのための各期日を被告の抗弁の争点項目の証拠調べの期日とどの程度まで統合できるかを、定めています。裁判所の慣行を基準として決められるものには、さらに、原告の側の証人陳述の開示の後で被告がその抗弁を証明するためにお証人を立てることが許されるかという問題もあります。その他に、両当事者に対して、あらゆる証拠方法の提出について遮断効果をもつ期日が定められることもあります。

証明手続が終了した後に、両当事者の弁護人の最終弁論 (*allegaciones*) が来ます。彼らは、証明の結果が訴えまたは抗弁を支持することを主張し、その主張を適当な法を提示することによって基礎付けます。裁判官にとってこの期日は、証拠評価について考えをめぐらす機会となります。弁護人の法的主張には、裁判官は従う必要がありません。ここでもう一度両当事者にそのこれまでの主張を補う機会が与えられることもあります。それは裁判官がすべてのことがすでに十分に主張され、証明されたという考えをもつに至っていない限りのことです。判決宣告の前に、むしろ形式的な性質をもつ一期日が入られ、この期日に両当事者はそれ以上の訴訟行為を放棄し、弁論を終結します (*renuntiare et in causa concludere*)。この期日の後に両当事者にできることは、終局判決を求めることだけです。これに対して裁判官には、その釈明権をあらゆる方向に行使することが、依然として自由です。判決宣告期日には両当事

者が召喚されなければなりません。遅れが出るとすれば、裁判官が法学者の助言を求める場合です。

c 覆審としての上訴

終局判決に対して上訴 (*appellatio*) が提起されると、事後審査は判決の法的側面に限定されず、通常は第一審のモデルに従う証拠提出を含む新たな事実審裁判が始まり、場合によっては同様の手続期間を要することになります。

六 略式手続

通常手続に注目しなければならなかったのは、それ自身のためだけでなく——もちろん、この手続はロータ裁判所での世俗事件の取り扱いの基礎となりました——、略式手続の出発点であり、その特徴を際立たせる背景となるものだったからです。ロータに到来する事件の大多数には略式手続が適用され、通常手続は適用されませんでした。どのようにして略式手続に至ったのでしょうか。ユスチニアヌス法典、つまり勅法集 (*Codex*) と学説集 (*Digesta*) には、ある一定の単語が見出されておりましたが、しかしこれらの単語はそこではなんらの内的関連もなく、それぞれどこかほとんど偶然的にあればこれのコンテクストの中で用いられておりました。しかし、いまや一三世紀になるとこれらの単語は、一定の言い回しや成句の中に入れられて、厳格な通常訴訟手続に従わず、より単純で、より形式性の少ない手続で行なわれる処分を示すことになりました。このような成句は、*de plano* [原義：平坦な地面から、古代ローマ法でも正規の審理手続を取らないことを意味した]、*sine strepinu iudicii* (訴訟の喧騒なしに)、*sine figura iudicii* (訴訟の形を取らずに) でした。さらに、ありきたりの語 *simpliciter* (簡素に) が加わりました。一般的な考え方として、元首、したがってとりわけ教皇と皇帝は通常手続の準則の遵守を免れることができるということがあり、実際にも上記の成

句は、この一三世紀を通じて教皇のテクストの中に見出されます。しかし、通常手続の準則を外れよという、このような指示は特別なもの、例外と見られてきました。そこで教皇クレメンヌ五世によって招集された一三一一—一三二二年のヴィエンヌ公会議は、教皇令デイスペンディオーサム (*Dispensosam*) (Clem. 2.1.2 参照) によって、われわれの関連では決定的な緩和を行ないました。すなわち、一般的・抽象的に特定の対象についての訴訟を略式手続で扱うことが可能になったのです。これらの対象としては、第一に教会職の任命および聖職録の付与——われわれの聖職録事件——、さらに十分の一税 (*decimae*) および利息 (*usurae*) の受取、さらには婚姻事件の全領域も入りました。(一四八七年のイノケンチウス八世の教皇令フィーネム・リーティブス (*Finem litibus*) によって、このカタログは拡張されて、寡婦および孤児の訴訟および小額訴訟も含むことになりました。) しかし、教会法学者の間では、このような成句を含む指示が来たときに、裁判官は通常訴訟のどのエレメントから自由になるのかということについて、ずっと争いが続いておりました。そしてこの疑念は、教皇令デイスペンディオーサムがかの成句を四つとも重ねて *simpliciter et de plano ac sine strepitu iudicii et figura et igitur* と用いたときに、もう一度出されました。したがってクレメンヌ五世は、そのわずか後に教皇令サエペ (*Saepe*) をもって、略式手続で何が理解されなければならないか、通常手続のどの部分が依然として不可欠であるのか、どの部分が放棄できるのか、を明らかにしました (Clem. 5.11.12)。ここでこの教皇令の規定を略式手続の通常手続に対する関係という観点からより立ち入って考察するならば、三つのグループに分けることができます。

——若干の訴訟行為については、通常手続と何も変わらない規定がなされています。略式手続でも通常手続でも、裁判官は訴訟を短縮するために彼に可能なすべてのことを行わなければなりません。したがって、あらゆる種類の遅延行

為を、とりわけそれが害意をもった抗弁や上訴によって惹き起こされる場合には、防止しなければならず、また証人調べも、単に量だけが狙いであるとき、証人の数を増やすことが狙いであるときは、制限しなければなりません。すでにヨハネス・アンドレアエ——一四世紀前半の最も名声のある教会法学者と云つてよいでしょう——も、『クレメンス五世教皇令集』の「標準註釈」(Glossa ordinaria)と認められた彼の註釈書で、これについて揶揄して次のように書いています。いったいどんな抗弁や上訴が、通常手続裁判官なら許さなければならぬのに、略式手続の裁判官なら退けなければならぬのか、「彼は是非知りたいたいものである」。同じ遊びは、裁判権の釈明権についての規定でも繰り返されています。ここでも、この註釈家はなんらの違いも認めることができなかつたのです。

——第二グループの規定は、放棄できないと評価された訴訟行為、したがつて、略式手続でも通常手続とまったく同様に必ず行なわれなければならない訴訟行為を内容としています。これらの行為には、被告の召喚、該当する訴訟宣誓の遂行、措問項目および争点項目の提示、証明手続、文書形式の判決が入ります。裁判官は、適法な防御手段(defensiones legitimaе)が許されなくなるまでに手続を短縮してはならない、という規定に結び付けて、ヨハネス・アンドレアエは、本来の意味での手続の進行に役立つ訴訟行為と、訴訟物および真実発見 *cognitio veritatis* に役立つ訴訟行為との間の根本的な区別を行なっています。前者に数えられるのは、たとえば、争点決定であり、後者に数えられるのは、証明手続全体です。

——最後に第三のグループは、略式手続の通常手続との違いを際立たせる規定から成りました。形式を整えられた訴状に替わつて、訴えの請求が文書で出され、または、訴訟記録に記されました。争点決定は落ちました。一定の閉廷

日、たとえば収穫期や葡萄収穫期の閉廷日は、もはや妨げとなりませんでした。弁論は終結しましたという当事者の宣言は (conclusio in causa)、不要になりました。判決は裁判官席から下される必要はありませんでした。さらに訴訟期日についての規定も見いだされましたが、とはいえそれは二つだけです。一方は、措問項目と争点項目を同時に提示するための期日を指定できること、他方は、両当事者共通の証明期日を指定できることでした。後者の証明期日は、原則として、遮断効をもつ最終期日として規定されていました。もちろん、期日についての決定は、常に当事者の自由な処分委ねられていました。ちなみに、裁判官には通常手続ではなく略式手続を進めることの強制は、少なくとも教皇令デイスペンディオサムの一般的な規律に基づく限りでは、ありませんでした。

七 教皇庁スタイル (ロータ裁判所に特有のスタイル)

ある裁判所が、通常卓越した法律家も含めた良き法律家によって占められ、全体としてその仕事に対する自意識なしには進むことはなく、あらゆるところから尊敬と名声を得ていた裁判所であるなら、そこで裁判官たちが大きな疑念もなく際立った特徴をもった独特の手続スタイルを発展させたとしても、それは驚くことではありません。このスタイルを要綱だけでも示すことは、われわれの研究の枠を壊すことになりましょう。ここでは、非常に目立つ二つの特徴に限定して論ずることにします。

a 期日および猶予期間

ある訴訟事件の審理と判決のための手続は、複数の訴訟段階または訴訟行為が時間と共に進行することだといことができません。この場合に、それぞれの訴訟行為に決まった訴訟期日が割り当てられると、ある種の図式化が生じま

す。そのとき、手続は訴訟期日の連なりに変わります。実務がこのような手続の進め方を始めたのは、一つの裁判所において処理すべき手続の数が負担できる限界まで増したときです。まさにこのような状況にロータはさらされました。ロータに到来する事件の量は、驚くほど大きくなりました。一つの訴訟事件が複数の期日にいわば分解されると、同じ日に複数の手続を、全体的な見通しを失うことなく、先に進め、あるいは、終了させることが可能になりました。したがって、手続が期日の連なりに変わったということは、同時に進行する多数の訴訟事件の処理を容易にすることに役立ちました。

しかし、これだけでおしまいになったのではなく、さらに一定の期間、すなわち、各期日つまり各開廷日または審理日の間で経過すべき期間を定めました。これらの期間は、世俗事件に関しての方が、聖職録事件に関してよりも長いものでしたが、しかし全体的に見れば短い期間が定められました。これが可能だったのは、当事者自身が出廷していたか、または、教皇庁付委託代理人によって代理されていたからです。場合によっては期間はもつと短くなりましたが、それはロータ裁判官の判決に対して一度目または二度目の上訴がなされたときでした。そもそも大きな遅延が生じたのは、通常であれば、証人尋問のために、または、その他の証明上の理由のために事件を証拠方法を獲得できる地に送らなければならなかったときだけでした。この場合には、その地で数ヶ月が経過することもありました。

期日と期間を伴うこの手続について具体的イメージを得るために、一四二三年の教皇マルティヌス五世の教皇令ローマーニー・ポンティフィーキス・プロウイデンティア (*Romani pontificis providentia*) から、情報を得ることにしましょう。この教皇令は、訴訟の継続期間を目に見えて短縮しようとするものでした。たとえば、略式手続は

いうまでもなく聖職録事件、したがって過半の事件に適用されましたが、その第一番に関して簡潔な指示で、訴訟が係属した後の次の開廷日に誣告の宣誓がなされなければならない、と定められました——開廷日は通常週に二日または三日ありました——。その後、措問項目と争点項目を届ける機会を与えるために一二開廷日までの猶予期間が認められました。争点項目に対する異議は、それから翌々開廷日に申し立てられなければなりません。それからもう一度翌々開廷日に、あらゆる証拠方法を提出するための期日が、その翌々開廷日にその証拠方法に対する反論のための期日が到来しました。最後に、翌開廷日に一方当事者の事実及び法状態についての陳述が続き、そのまた翌開廷日に他方の同様の陳述が続きます。期日が無視されたときは、不利益を受けた当事者は上訴することができました。けれども、手続全体が無効になるのは、四つの期日、すなわち争点項目提出のための期日 (*ad articulandum*)、争点項目に対して異議を申し立てるための期日 (*ad dicendum contra articulos*)、すべての証拠を提出するための期日 (*ad producendum omnia*)、または、提出された証拠に対して異議を申し立てるための期日 (*ad dicendum contra producta*) の内の一つが遵守されなかったときでした。

上記の教皇令によって定められた新たな猶予期間は、これまで慣行となっていたより長い期間に取って代えようとするものでした。上に言及した一四世紀の実務手引書から明らかになるところでは、原則として第二〇開廷日が措問項目および争点項目提出のための期日であり、他の訴訟行為に関してはそれぞれ八開廷日毎に期日が来しました。それにもかかわらず、当事者は引き続き手続の主人であり続けました。両当事者はすでに聴聞官の任命からして異議を申し立てることができたのですが、同様に両当事者が一致したときは、訴訟期日を統合したり、逆に倍にしたり、猶予期間を延長したり、短縮したりすることは、原則として彼らの自由になることでした。

b 合議制および助言

ロータの段階的成立を叙述するときに、合議制のメルクマール、つまり、同僚裁判官の助言を得、彼らの多数意見に従う聴聞官の義務を特に強調しておきました。ここではさらに、この義務と関係する手続のより具体的な若干の状況について立ち入って論じなければなりません。聴聞官たちが当事者に開かれた合議に集まったときに、それぞれの聴聞官は助言を必要とする判決に関して、裁判記録 (*registrum*) の状態と判決にとって重要な観点 (*merita causae*) を提示しなければなりません。当事者はこれに続いてその意見を述べることができましたが、彼らはこの合議の数日前にすでに問題点 (*quibus*) について教えられていました。しばしば参加者の間で活発な法学的議論が起こったことでありましょう。助言を文書にして提出するために、同僚聴聞官たちには一二日の時間が認められました。同僚たちから助言を受け取った後遅滞なく判決が下されなければなりませんでしたが、判決までは助言は秘密にしておかなければなりません。一二日という猶予期間は、一三三一年の教皇令ラツイオー・ユーリスが規定しておりました。一世紀足らず後に教皇は、教皇令ローマーニー・ポンティフィーキス・プロウイデンティアにおいて、裁判官があまりに長い時間を与えられることが珍しくなかったということを理由に、新しい規律を公布しました。これによれば、書記は期日を守った後、一五日以内に裁判記録を作成して聴聞官に引渡すべきであり、聴聞官はその後二ヵ月以内に判決を下さなければなりません。但し、事件の難しさを考慮して教皇または書記次長によってより長い期間が聴聞官に認められていた場合は、この限りではありませんでした。この予め与えられた期間に、聴聞官は必要な助言を得たことでありましょう。

しかし、いかなる判決が上述したような同僚聴聞官の協力を必要としたのでしょうか。この点では、教皇令ラツイオー・ユーリスの規定の仕方は、明らかに広すぎました。この教皇令によれば助言は終局判決の前だけでなく、あらゆる中間判決 (*sententia interlocutoria*) の前でも得るべきものとされていきました。しかし、中間判決は、原則としてすべての当事者および裁判官の訴訟行為について、それが一方当事者から攻撃されていれば、下される可能性がありました。この包括的な指示に、そんなわけで実務は忠実に従いませんでした。終局判決の前でも中間判決の前でも、法的関係が明白で聴聞官がそれに疑いをもたないときは、助言は余計なものでした。たとえ、両当事者が疑問点を提示したとしても、これを聴聞官が吟味した後、疑念がないというときも同じです。しかし、教皇令の文言を遵守するために、聴聞官たちは決め事をして、必要がないので助言を得なかった場合でも、終局判決に「我らが同僚聴聞官の助言と同意を得て (*de coauditorum nostrorum consilio et assensu*)」といったような決まり文句を挿入することになりました。

八 教会法学とロータの裁判実務…決定 (*decisio*) および決定集

ところで、——われわれの研究の第三の観点に入りますが——専門学問分野としての教会法学 (カノニスティク) の発展において、いかなる意義がロータの裁判実務に認められるのでしょうか。教会法学者たちは、以前からローマの教皇庁における出来事を注意深く観察してきましたが、それも——自明のことですが——教皇たちが教皇令という形で規範を定立する場合だけでなく、その出来事が教皇庁の法的に意味ある活動である限り、それにも注目してきました。たとえば、教会法学者のコメンタールその他の著作において、「このようにローマ教皇庁は遵守している (*ob-*

curia Romana servat)」あるいは「保っている (tenet)」といった言葉を用いて、あるいは、ローマ教皇庁のスタイル (stilus) を強調することによって、ローマの実務慣行に対する指摘が繰り返しなされているのが見出されます。こういった教会法学者の列の先頭に来る一人がギレルムス・デュランティでありました。彼は一二七〇年代に書いた彼の『訴訟の鑑 (Speculum iudiciale)』において、彼がその議論を教皇庁で体験していた法的问题に注意を向けることにしました。デュランティは（他の多くの職務と並行して）一般聴聞官 (auditor generalis) として活動していましたので、「彼のこの書を通じて」教皇庁聴聞所 (audientia palatii) の実務に対する知見が得られます。しかし、彼の時代にはまだ通常、聴聞官には審理だけが任されて、判決は任されず、それは教皇によって下されなければなりませんでしたので、デュランティ（の書）では教皇たちもまた語ることがあり、とりわけ彼が「法の灯明」(lumen iuris) と敬意を表したクレメンス四世（在位一二六五—一二六八）が出てまいります。

デュランティが自ら経験した実務から報告するときには、弁論または合議の最中に、またはその後には作成した形式なく付けた注意書きに依拠したことでありましょう。このような注意書きは、しかしその後、新しい種類の法学文献の成立のきっかけを与えることにもなりました。もちろん、そのためには、さらにたつぷり半世紀が経過しました。いつ聴聞官たちが彼らの注意書きを蓄積し、分類して集録にまとめ始めたのかについては、わかっていません。少なくとも一四世紀の三〇年代より前には、このような集録は残っていませんでした。最初の集録がイングランド出身の聴聞官の手になるものだったために、さまざまな徴表に基づいて、これらの集録が、この時代に『イヤールブック (Year Books)』に結実していたロー・リポーターリング (law reporting) の手続に触発されたものではないかと推測されています。いずれにせよ、当時そしてそれに続く数十年間は、聴聞官たちの注意書きが裁判所に近い人々、いわゆるインサイダー

の間でのみ出回りました。これが変化したのは、一四世紀の七〇年代および八〇年代に、新米の裁判官に頼まれて彼の同僚たちが集録を作成し、それが半オフィシャルなものとしての性格を帯び、そのすぐ後にヨーロッパ中に広まったときでした。現代の研究は一三三〇年から一三九〇年の間に作成された八つの集録を区別していますが、そのうち初期のものはずかな写本でしか伝わっておりません。最も広く普及したのはヴィルヘルム・ホルボルホの半オフィシャルな集録で、現在まで集録として発見された約二五〇の写本の内一〇分の七を占めます。集録の過半は、組み合わせ方はさまざまですが、一四七〇年以降合本の上印刷されました。

これらの集録にある決まった名称を付けるということに、一致はありませんでした。それらに『疑点集 (dubia)』または『質疑集 (questiones)』または『結論集 (conclusiones)』または『決定集 (decisiones)』という名称を付けました。この集録の中で集められた個々の単位の外見は、およそ統一的といえるものではありません。違いの幅は、注意すべき事項 (notabile) の類の注意書きで、当事者の法的问题点の主張をまったく含まないか、せいぜい一、二だけのものから、小型の論文といつてよいものにまで及びます。しかし、ほとんどすべてのテキストについて、それが裁判官の間での合議、すなわち、すでに紹介した手続に由来するものだとということが認められます。多くのテキストは、事実関係から始まり、その内容は具体的な場合も、むしろ抽象的な場合もありますが、次いでこの事実関係をめぐる議論が続き、そこには賛成 (pro) および反対 (contra) の論拠の遣り取りがあります。このようなテキストは、文献の種類としては「中世の法学一般にある」『質疑集 (questiones)』に最も近いものです。往々にして、聴聞官たちの多数説と少数説が対置され、多数説が少数説によつて最後は説得されるという場合さえありました。また他のテキストでは、合議で到達した法命題から始めて、これにこの法命題を支持する理由だけが付される場合、あるいは

それに留まらず、ここでも賛成・反対がそれぞれの当事者の主張も含めて続く場合もあります。以上すべてにおいて自ずから理解されることは、法的疑問点を提示し、そして一連の法的主張をもって待ち構えていたのが、往々にして当事者およびその弁護人だったということです。その場合、当事者の主張が、聴聞官によりまとめられて受け入れられることも時としてあります。

聴聞官の合議からある一つの決定が出てきた場合——ここでもう一度印刷物として刊行されるようになってからは定着した「決定 (*dictio*)」という名称を取り上げます——、この決定は訴訟の間に出てきた法的問題についての決定であつて、訴訟そのものについての決定、終局判決 (*sententia*) ではありませんでした。一件の訴訟が複数の法的問題を提起し、そして複数回の合議を開催させた場合には、一つの同一の事件から出てきた複数のテクストが集録に含まれるということは、当然ありうることです。今日でもそれを確認することはできないでしょう。この同じ可能性は、ある聴聞官の決定に対して他の聴聞官に上訴がなされていた場合、つまりロータの内部で上訴がなされていた場合にもあります。この場合も、複数の決定が同一の訴訟事件に由来するということを見逃す可能性があります。ちなみに、終局判決自体は、通常、理由を含むものではありませんでした。

九 一五世紀のロータ

一四世紀の最後の四半世紀に決定集がロータ裁判所からいわば離れてヨーロッパ中に広まり始めたとき、すぐに教会法学者たちもまたこの決定集に注意を払い、あれこれの決定 (*decisio*) を引用しました。そして次第にロータの決定集は注釈書、コメンタール、スンマ（要説）、助言集の仲間入りをするようになりました。つまり、法学がその法

命題を論証したり反駁したりしようとするときに、その論拠を取り出すテキストの全武器庫の一備品となったのです。この地位を決定集は古典的著作そのものと同じように長く保持することができました。すなわち、——『グラチアーヌス教令集』および諸『教皇令集』それぞれの「標準註釈」(Glossa ordinaria)の他に——イノケンチウス四世『グレゴリウス九世教皇令集』の注釈書、ホスチエンシス『スンマ・アウレア』など)、デュランティ、ヨハネス・アンドレアエなどといった人々の著作と同様だったということです。しかし、ここで言及してきたのは、依然として一三三〇年から一三九〇年の間の決定集だったのですが、ではいったい決定集はその後続けられたのでしょうか。ここでは、いわば半オフィシャルな集録が作成されたと言及し、したがって、個人的な注意書きおよび集録から『決定集』の制度的公刊へと至るはずだった道をたどって来ました。しかし、この道は先に進みませんでした。おそらく教会政治上の重大事件が割り込んで、影響したのでしょうか。一三七八年に教会分裂(シスマ)が勃発し、二人の教皇、二つの教皇庁、そして二つのロータまでアヴィニオンとローマに登場しました。この教会分裂は、たしかに一四一七年のコンスタンツ公会議で終止符を打たれましたが、しかしロータの並立はもう一度生じました、すなわち、バーゼル公会議(一四三一—四九)がローマの教皇のロータと並んで自らの裁判所を創設したのです。決定集の制度的発展が途絶えたことは、これらの出来事によって説明できるでしょう。しかし、依然として奇妙でなぞであるのは、一五世紀全体を通して、既存の決定集が成功を収めているにもかかわらず、その職務に触発されて新しい決定集を作った裁判官が一人としていないということです。ヴィルヘルム・ホルボルホの『決定集』の補遺だけは書かれ、それもまた後に印刷本に組み入れられました。新しい集録が再び表れるのはようやく一六世紀になってからで、このときにはもちろん、大部数で分厚い印刷本でした。

文献のレベルでは、したがって、これだけを見れば一五世紀は停滞の時代でした。しかし、これとて容易に説明できることはありません。なんとすれば、ロータの裁判官によって生み出された決定集という文献類型は世俗の領域の裁判所に大きな反響を呼んだからです。すなわち、はつきり分かっているだけでも最初に表れたのは、ドーフィネのグルノーブル高等法院（パルルマン）で一四四〇年以後に編纂された決定集です。そもそもロータは、その政治的混乱にもかかわらず、非常な名声を得ていました。それは、決定集に関してだけでなく、その組織およびそれが用いる手続に関してもいえます。たとえば、一五世紀中葉のフランスでは、パリの高等法院に対して裁判手続をロータの模範に倣って改革するようという勸告がなされました。ドイツの帝室裁判所が新たに組織された後、またもやロータの手続モデルが考慮されました。ロータ・ロマーナがヨーロッパの他の裁判所に及ぼした影響の例としては、これで十分でしょう。

一〇 教会の法形成を担う諸ファクターの中でのロータの地位

ロータ・ロマーナが大きな政治的統一の最高裁判所に当たるため、現代の観察者は往々にして、明示的ではないにせよやはり暗黙のうちに、現在のカテゴリをもって分析して見ようとすることとなります。そんなわけでたとえば、法形成を担う諸ファクターの中でこの裁判所は立法や統治の機関に対してどのような関係にあるのか、あるいは、法源のヒエラルヒー的序列の中で最高裁判所の判決実務にはいかなるランクが認められるのか、といった問題が提起されます。しかし、二つの問題とも、非常に注意を要するものです。まず思い出さなければならぬことは、学説、法学には中世ではその課題および機能から見て、非常に重要な法形成のファクターとしての役割が認められるということです。この役割と比べますと、今日の法学は単に下請け業務しか行なっていません。したがって、優先問題とし

て、支配権力の担い手——ここでは教皇——の法公布の法学に対する関係、そして、これら二つの法形成の大物の密に織り成される絡み合いが、問われなければなりません。そこで支配権力の担い手そのものを問題にする場合でも、中世の教会にも教皇がリードする一般公会議の決議のようなまったく純粹な立法行為も認めることができます。しかし、たとえば、『リーベル・エクストラ(グレゴリーウス九世教皇令集)』に見られるような教皇令を考えただけでも、これが立法に属するものなのか、それとも裁判なのか、それとも行政なのか、あるいは、それぞれのメルクマールを共にもっているのかを、もはや一義的に決めることはできません。こういう背景の下で、われわれの裁判所ロータの役割も見なければなりません。訴訟に判決を下すという点では、裁判が行なわれていますが、聴聞官たちの合議体で法的問題が考量され決定が下されるという場合には、つまり決定(Decision)においては、裁判と法学はもはや相互に分けることはできません。

これによってわれわれは、法源ヒエラルヒーにおける決定(Decision)の位置を問題にすることになります。現代法ならば、立法との関係における裁判(判例・ちなみに、ドイツ語では裁判も判例も同じ *Rechtsprechung* という言葉で表される)のランクを規定しようとするでしょう(これは、周知のようにある種の困難な問題を伴う企てです)。これに対して、決定(Decision)は、まず第一に法学の思考の流れの中に入れられなければならないものでした。裁判は法学と一緒にあって統一的カテゴリーとなり、それを前提として始めて、ランクの問題が提起できたのでした。このようにして、ロータの決定は法学文献で表明されている法学説に優先するものとしなければならぬのかどうか、そして、法学者の意見が数から見ても重要性から見ても多数説であったとしても、ロータ裁判官の意見が明確になっていた場合には、その決定に劣後しなければならないのか、といった問題が議論されました。この最後の極端な場合

には、問題はたしかに一致して否定されました〔多数意見は劣後しない〕。その他の場合には、ロータの決定は、排他的とはおよそいえないとしても、高い名声を得ました（しかしながら、ここから思い浮かぶ、「博士たちの共通の見解（*communis opinio doctorum*）」〔いわゆる通説（*herrschende Meinung*）はここから来る〕——博士たちにはこの場合ロータの裁判官も数えいられました——が特殊な法源としての性質をもつというテーマはこれ以上追求するつもりはありません）。

以上の事情を一、二の文章にまとめてみますと、次のように言うことができます。われわれが扱った時代の裁判にはまだ「判例という」固有のカテゴリーとしての存在を認めることはできませんでした。そして、ロータの裁判実務がこの時代の法形成のファクターの一つに数えられるべきだとすれば、いわば裁判実務は立法に近づくこととしたのではなく、法学に近づくこととしたのであり、法学の一部としての自己理解をもっていた、と言ってよいでしょう。

〔参考文献〕

ニホフビミロツト

Nikolaus Hilting, Die römische Rota und das Bistum Hildesheim am Ausgang des Mittelalters (1464-1513), 1908

F. Egon Schneider, Die Römische Rota: nach geltendem Recht auf geschichtlicher Grundlage, 1. Band, 1914

Emmanuele Cerchiarì, Capellani Papae et apostolicae sedis auditores causarum sacri palatii apostolici seu Sacra Romana Rota, 4 Bände, 1919-21

G. Mollat, Contribution à l'histoire de l'administration judiciaire de l'église romaine au XIVe siècle, *Revue d'histoire Ecclésiastique* 32 (1936) S. 877-896

Ch. Lefebvre, Rote Roman, *Dictionnaire de Droit Canonique* VII (1965) Sp. 742-771

Hermann Hoberg, Die Tätigkeit der Rota am Vorabend der Glaubensspaltung, in: *Miscellanea in onore di Monsignor Martino Giusti*, prefeto dell'Archivio Segreto Vaticano, Band 2, S. 1-32

Id., *Inventario dell'Archivio della Sacra Romana Rota* (sec. XIV-XIX), a cura di Josef Metzler, 1994

Agostino Paravicini Bagliani, Il *Registrum causarum* di Ottaviano Ubalдини e l'amministrazione della giustizia alla curia romana nel secolo XIII, in: *Römische Kurie, Kirchliche Finanzen, Vatikanisches Archiv: Studien zu Ehren von Hermann Hoberg*, 1979, S. 635-657.

圖書目録

Die päpstlichen Kanzleiordnungen von 1200 bis 1500, hg. von Michael Tangl, 1894 (repr. 1959)

Cerchiarì, op.cit., Band 3: Documenta

Statuta sacri causarum apostolici palatii auditorum et notariorum, hg. von Brigide Schwarz, in: *Studien zum 15. Jahrhundert*, Festschrift für Erich Meuthen, 1994, S. 845-867

- Ordo iudiciarius qui in Romana curia consuevit communiter observari, hg. von G. Barraclough, *Jus Pontificium* 17 (1937) S. 111-130, 209-217
- Dietrich von Nieheim, *Stilus palatii abbreviatus*, hg. von Georg Eiler, in: Id., *Der liber cancellariae apostolicae vom Jahre 1380*, 1888 (repr. 1971), S. 215-234
- Antonii Augustini Praxis Rotae, hg. von Ch. Lefebvre, 1959, S. 7-27
- ルネサンスのローマ法
- K.W.Nörr, Von der Textrationalität zur Zweckrationalität: das Beispiel des summarischen Prozesses, *ZRG Kan. Abt.* 81 (1995) S. 1-25
- Id., Rechtsgeschichtliche Apostillen zur Clementine Saepe, in: *The Law's Delay, Essays on Undue Delay in Civil Litigation*, 2004, S. 203-215
- Id., Über die drei Verfahrensordnungen der mittelalterlichen Rota Romana, in: *Zeitschrift für Evangelisches Kirchenrecht* 49 (Festschrift Axel Erhr. v. Campenhausen), 2004, S. 89-97
- ハおよび九について
- Emil Göller, Wilhelm Horborch und die Decisiones antiquae der Rota Romana, *Archiv für Katholisches Kirchenrecht* 91 (1911) S. 662-680
- Heni Gilles, *La vie et les oeuvres de Gilles Bellemère*, Bibliothèque de l'École des Chartes 124 (1966) S. 30-136, 382-431

- Gero Dolezalek, Die handschriftliche Verbreitung von Rechtsprechungssammlungen der Rota, ZRG Kan. Abt. 58 (1972) S. 1-106
- Id., Bernardus de Bosqueto, seine Quaestiones motae in Rota (1360-1365) und ihr Anteil in den Decisiones Antiquae, ZRG Kan. Abt. 62 (1976) S. 106-172
- Id., Quaestiones motae in Rota: richterliche Beratungsnotizen aus dem vierzehnten Jahrhundert, in: Proceedings of the Fifth International Congress of Medieval Canon Law (Salamanca 1976), 1980, S. 99-114
- Id., Reports of the Rota (14th-19th centuries), in: Judicial Records, Law Reports, and the Growth of Case Law, 1989, S. 69-99
- K. W. Nörr, Ein Kapitel aus der Geschichte der Rechtsprechung: die Rota Romana, Jus Commune 5 (1975) S. 192-209
- Id., Duranti berichtet aus der Praxis der Kurie, in: A Ennio Cortese, 2001, Band 2, S. 497-507
- Id., Kuriale Praxis und kanonistische Wissenschaft: einige Fragen und Hinweise, in: Stagnation oder Fortbildung? Aspekte des allgemeinen Kirchenrechts im 14. und 15. Jahrhundert, 2005, S. 33-49
- Mario Ascheri, Italien: Rechtsprechungssammlungen, in: Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte, 2. Band, 2. Teilband, 1976, S. 1113-1194
- Id., Tribunali, giuristi e istituzioni dal medioevo all'età moderna, 1989
- J. H. Baker, Dr. Thomas Fastolf and the history of law reporting, Cambridge Law Journal 45 (1986) S. 84-96
- Sandro Serangeli, Diritto romano e Rota Provinciae Marchiae, 1995

〔付記〕本講演は、二〇〇五年一〇月二二日(土)午後一時より桐蔭学園メモリアルアカデミウム内のポロニアホールで行われた。講演者のクヌート・W・ネル教授は、チュービンゲン大学教授であり、また本学終身教授である。一

昨年、昨年によく連続講演の最後で、この三回の講演によって中世教会法学の通史の見取り図が与えられたことになる。当日は学外からも多数の参加を得、ネル教授の講演の後活発な議論が行われた。また、講演でも取り上げられたロータ・ロマーナの『決定集』がサヴィニー文庫に所蔵されており、それが画像データとしてWeb上に配信されている (<http://savigny.foin.ac.jp>) ので、それを使って具体的にロータ・ロマーナの聴聞官の意見を紹介した。議論では、ロータの聴聞官のリクルートの問題、ロータの『決定集』の需要者の問題、ロータの判決と教皇の裁定との矛盾があった場合の処理、ロータに来る訴訟事件の背後にある具体的な争い（土地をめぐる争い）などについて、質疑応答がなされた。

（おがわ こうぞう・本学法学部教授）